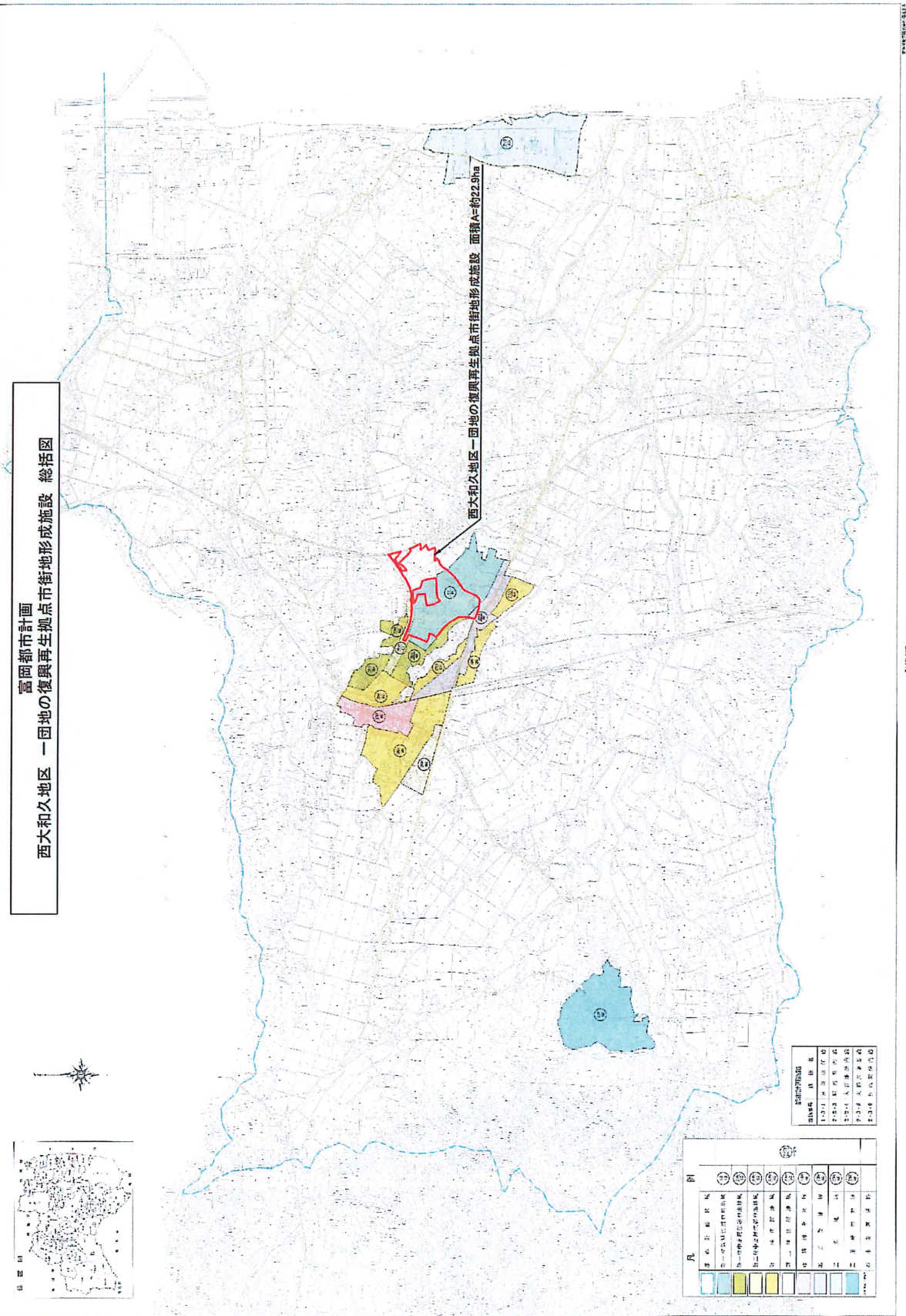
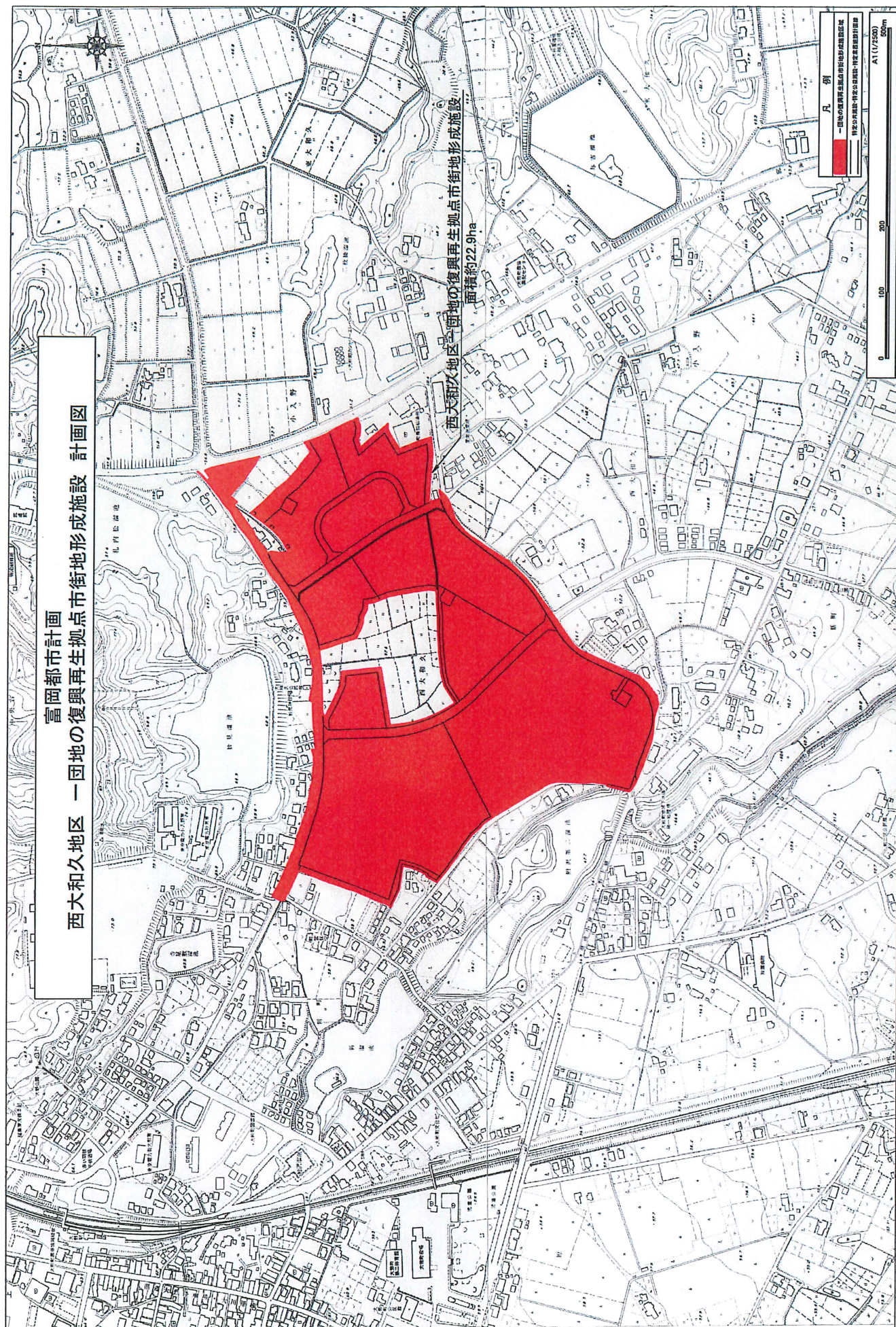
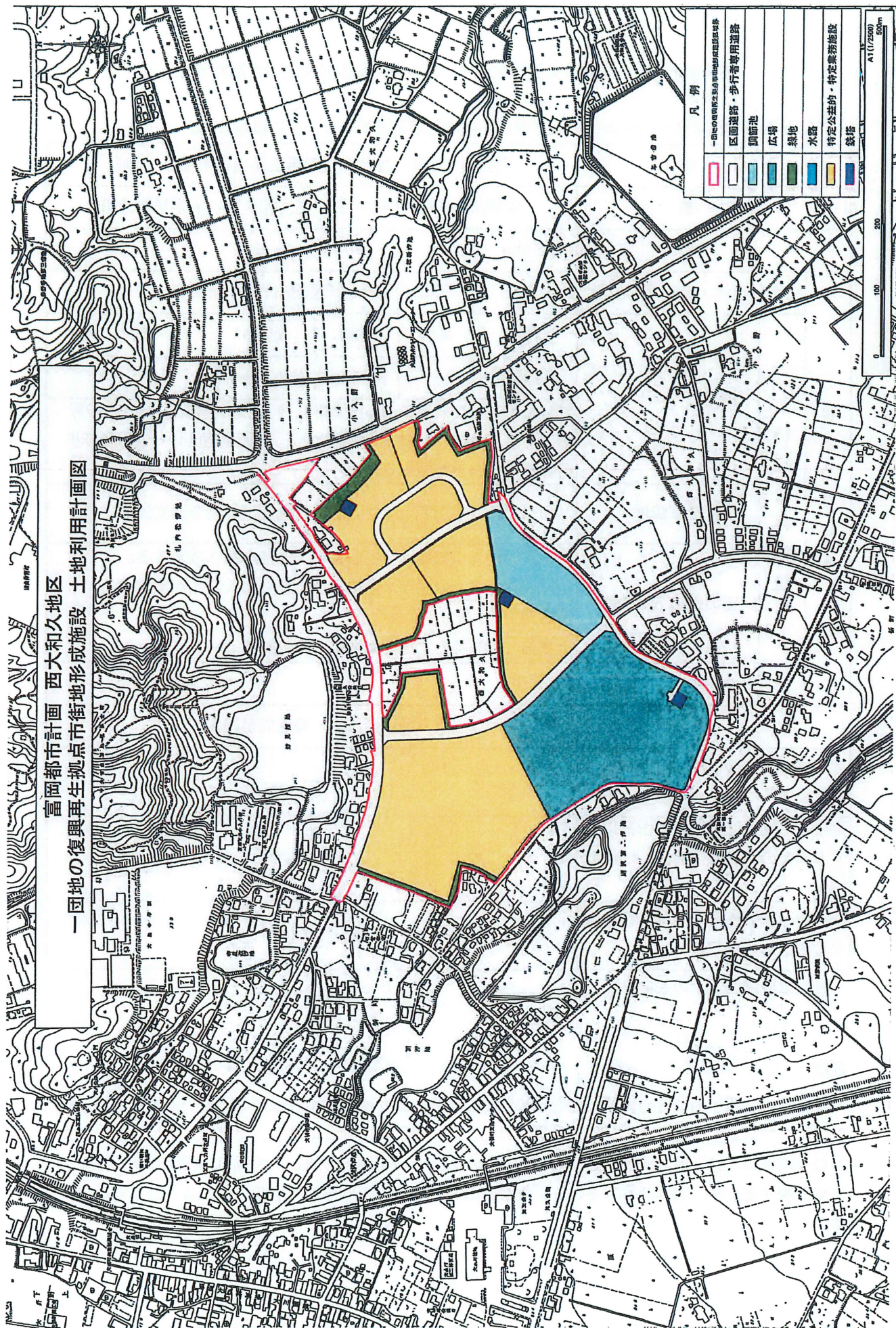


富岡市計画 西大和久地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 総括図







富岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の決定（大熊町決定）

都市計画西大和久地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設を次のように決定する。

名 称			西大和久地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設				
位 置			双葉郡大熊町大字小入野字西大和久及び大字熊字新町				
面 積			約22.9ha				
位置 及 び 規 模	特定公益的・特定業務施設		約11.7ha	備考	産業、業務施設等を配置する。		
	特定 公 共 施 設	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
			区画道路	—	8～14m	約2,798m	
			地区に隣接及び既存にある国道6号、町道東19号線、町道東29号線、町道東48号線を主要な動線とし、区画道路(14～12m)及び歩行者専用道路を配置する。				
		公園及び緑地	パークゴルフ場機能を有する防災広場及び緑地を適宜設置する。				
		その他の公共施設	下水道①雨水：調節池を経由して既設排水路へ放流する。 ②汚水：公共下水道により処理し小入野川へ放流する。 調節池 約1.5ha 上水道 双葉地方水道企業団により供給する。				
	小計		約11.2ha				
			特定公益的・特定業務施設				
建築物の高さの最高限度若しくは最低限度			—				
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度			200／100以下				
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度			60／100以下				

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本地区は、原子力災害対策特別措置法の規定により一部が避難指示区域となっている大熊町で、特定復興再生拠点区域復興再生計画に位置付けられた大野駅周辺地区にあり、平時には町民の憩いの場となり被災時には一時避難地等となる防災広場を備えた市街地を形成し、大熊町の円滑かつ迅速な復興を加速するため、本書のとおり、一団地の復興再生拠点市街地形成施設を決定しようとするものです。

都市計画の決定に係る土地の区域

1 都市計画を決定する土地の区域

福島県双葉郡大熊町のうち

こいりの にしおおわぐ くま しんまち
大字小入野字西大和久及び大字熊字新町の各一部の区域